

一般競争入札を行うので、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）第5条の規定に基づき、下記のとおり告示する。（総合評価落札方式）

令和8年5月21日

江別市長 後藤 好人

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 路面凍上改修工事その8（東光町6号道路）
- (2) 工事場所 江別市東光町地内
- (3) 工事概要 東光町6号道路 L=96.0m W=6.0m
道路土工 一式、排水構造物工 一式、構造物撤去工 一式、
舗装工 一式、縁石工 一式、仮設工 一式
- (4) 工期 自 契約締結の日
至 令和8年12月21日
- (5) その他 ア この工事は、請負人の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進することを目的とする江別市ゼロカーボン試行工事实施要綱の対象工事であり、請負人は、契約締結後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を江別市に提案し、工事監督員の審査を経た上で、取組を実施することができる。なお、この取組に係る費用については、請負人の負担とする。
- イ この工事は、江別市週休2日工事实施要綱に規定する週休2日工事の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。

2 発注方式

単体

3 応募者に必要な条件

入札参加希望者は、次に該当する要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7・8年度江別市工事等競争入札参加資格者名簿の土木工事に掲載されていること。
- (2) 江別市における土木工事の入札参加資格の令和7・8年度格付けがBランクであること。
- (3) 江別市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有し、当該営業所をもって申請者又は受任者として登録している者（市内業者）。
- (4) 本告示日から本工事の入札執行の日までの間に、江別市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、本告示日までにその停止期間

を経過している者を含む。) であること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (6) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
- (7) 当該工事と概ね同規模と認められる工事について施行実績があること。（元請）
- (8) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（申請日以前に3か月以上雇用している者に限る。）を工事に配置し、現場代理人を工事現場に配置させることができること。

4 入札参加資格の確認

- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類及び落札者決定基準（別紙のとおり。以下同じ。）に基づく技術評価点を求めるための次の資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

ア 申請書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書

(イ) 特定関係調査（江別市競争入札参加資格申請時に提出したものから変更のない場合は省略可）

イ 技術資料（(イ) 及び (カ) は該当の場合のみ）

(ア) 同種・同規模工事実績書及びそれを証するもの

(イ) ISO認定書の写し

(ウ) 配置予定技術者経歴書

(エ) 配置予定技術者の資格・雇用に関する証明書類

(オ) 地域貢献度確認調書

(カ) 障害者雇用状況報告書（事業主控・公共職業安定所の受付印があるもの）の写し

ウ 提出期間

令和8年5月21日（木）から令和8年6月2日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

エ 申請書の配布及び提出先

①江別市総務部財務室契約管財課契約係

②江別市ホームページ（配布のみ）

オ 提出方法

郵送又は持参により提出。郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする。

カ 過去2カ年度の同種工事（土木工事）成績の平均点は、「同種工事成績照会依頼書」で総務部財務室契約管財課に照会することにより通知する（自社の分のみ）。

キ 同種・同規模工事とは、土木工事のうち道路改良工事（工事内容の主たるものが道路改良工事であるもの）で、契約金額が1,500万円以上の工事とする。

ク 複数の者を配置予定技術者とする場合において、技術評価点が技術者ごとに異なるときは、最も低い技術評価点となる技術者の点数をもって評価を行う。

ケ 提出した技術資料の内容が、受注者の責により契約履行時に守られないときは、次の式により算出した違約金を徴収する。なお、算出した違約金に千円未満の数があるときは、これを切り捨てる。

違約金＝入札金額／（標準点100点＋技術評価点）×満たされない評価点

コ 提出した技術資料に虚偽記載等悪質な行為があると認められたときは、契約の解除又は指名停止等の必要な措置を講ずる。

(2) 江別市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年3月26日市長決裁）の規定による排除措置（以下「排除措置」という。）を受けている者の申請は受け付けない。また、入札参加資格を認められた者が入札の執行までの間に排除措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該被措置者に通知する。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認結果については、令和8年6月19日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

5 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合は令和8年6月23日（火）までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は江別市総務部財務室契約管財課契約係に提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、令和8年6月25日（木）までに書面により回答する。

6 設計図書の提供等

(1) 入札参加を希望する者は、令和8年5月21日（木）から令和8年6月29日（月）までの土曜日、日曜日及び休日を除く期間中、下記の部署に申し出て設計図書の電子ファイルを受け取ることができる。

担当部署：江別市建設部道路管理課維持係

メールアドレス dorokanri@city.ebetsu.lg.jp

電話番号 011-383-5900

(2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を上記の部署へ提出すること。

受付期間：令和8年5月21日（木）から令和8年6月23日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

(3) (2)の質問に対する回答は、(1)により設計図書を受け取った者全員に送信する。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時：令和8年6月29日（月）午前9時00分

(2) 場所：江別市役所本庁舎西棟会議室1号

8 総合評価に関する事項

別紙「路面凍上改修工事その8（東光町6号道路）」落札者決定基準によるものとする。

また、評価の方法及び違約金の算出については同基準及び江別市総合評価落札方式の手引きを参照のこと。

9 入札方法等

(1) 入札は郵便により行い、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する際に、次に掲げる事項を併せて通知する。

ア 入札書の送付方法

イ 入札書の到達期日

ウ 入札書の送付先

エ 立会人の選定に関する事項

オ 積算内訳書の提出の要否

カ その他必要と認める事項

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該工事に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は1回とする。

(4) 当該入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する低入札調査基準価格を設定する。

(5) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、低入札調査委員会の審査を受けた後決定する。

(6) 調査基準価格を下回る入札を行った者が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、落札者とししない。

(7) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消す。

(8) (6)及び(7)の措置を決定したときは、当該被措置者に通知する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 江別市契約に関する規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

11 入札保証金

入札保証金は免除する。

12 総合評価の結果の公表

- (1) 落札者が決定したときは、審査結果を市ホームページ及び情報公開コーナーで公表する。
- (2) 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、審査結果を公表した日から3日以内に疑義の照会ができる。その場合、回答は書面にて後日行う。

13 契約保証金

- (1) 当該工事に係る契約の締結に際し、江別市契約に関する規則第28条の規定に基づき、当該工事に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ア 保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
 - イ 保険会社との間に、本市を債権者とする工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出したとき。
 - ウ 金融機関等又は保証事業会社と、本市を被契約者とする保証契約を締結し、その保証書を提出したとき。

14 契約書作成の要否 要

15 契約金の支払方法

- (1) 前払金
契約金額の10分の4以内を限度とする。
- (2) 中間前払金
契約金額の10分の2以内を限度とする。
- (3) 部分払金
江別市契約に関する規則第61条第2項の規定による部分払金の支払回数は、1回以内とする。ただし、前払金をした場合は、1回減ずる。

16 その他

- (1) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - （ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等で

ある場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社等における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除く。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加者は、入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。

(3) 入札参加者は、この告示に定めるもののほか、江別市契約に関する規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であり、契約にあたり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を見積った上で、入札すること。